

球磨村告示第6号

令和7年第2回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月27日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和7年3月7日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

3月10日に応招した議員

同 上

3月11日に応招した議員

〃

3月12日に応招した議員

〃

3月13日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和7年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和7年3月7日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和7年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第7号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第5 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第6 議案第9号 球磨村債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 球磨村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 球磨村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

- 日程第17 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第24号 令和7年度球磨村一般会計予算について
- 日程第22 議案第25号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第26号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第27号 令和7年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算について
- 日程第26 発議第1号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第7号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第5 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第6 議案第9号 球磨村債権管理条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

- 一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 球磨村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 球磨村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第24号 令和7年度球磨村一般会計予算について
- 日程第22 議案第25号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第26号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第27号 令和7年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算について
- 日程第26 発議第1号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 球磨村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君 | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薮 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	大岩 正明君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	高永 幸夫君	農業委員会事務局長	木屋 正行君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第2回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、12月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員板崎壽一君にその報告をお願いします。板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。12月定例議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告を申し上げます。

令和6年11月、12月、令和7年1月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えておりますので、ご覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの7日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。12月定例会以降の人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、令和6年12月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び契約の一部変更については、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

日程第2、議案第9号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第10号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第11号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計の経費の負担金の総額の補正（第1号）、追加議案の3件を一括して、提案理由の説明を理事会代表理事から受け、続けて補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

議案第9号及び議案第10号は、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第11号は、議決の特例に係るため、起立採決を行った結果、全員が起立し、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員長の申出のとおり了承されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することが決定され、閉会をいたしました。

以上、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の会議結果について報告いたします。

続きまして、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和7年2月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開会をされました。

日程第1、議席の指定では、多良木町議会選出された前田文議員の議席を8番に指定をされました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、あさぎり町、23番、皆越てる子議員、人吉市、1番、川上紗智子議員が指名されました。

日程第3、会期の決定では、球磨村、田代利一議会運営委員会委員長の報告の後、会期を2月27日に開会し、2月28日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする27日間に決定されました。

日程第4、諸般の報告では、議長から議会閉会中に多良木町議会から新たに選出された前田文議員を新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名したことの報告がありました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から、令和6年第4回定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第6、議案第1号人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について、日程第7、議案第2号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第9、議案第4号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第10、議案第5号人吉球磨広域行政組合球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第11、議案第6号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第7号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第13、日程第8号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額、この8件の提案理由を一括して、理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第6号について、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決をいたしました。

日程第14、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり同意されました。新たな議会選出監査委員に、五木村、田山淳士議員が選任をされました。

以上で、定例会1日目の審議を終了し、散会をいたしました。

なお、一般質問及び議案第1号から議案第5号の条例関係並びに議案第7号、議案第8号の当初予算関係の採決は、閉会日の3月25日に行うこととなっております。

以上、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。

次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。報告いたします。

令和7年2月28日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開かれました令和7年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果を報告いたします。

会議の結果。日程第1、会期の決定では、令和7年2月28日、1日間と決定をいたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、1番、松村太議員、人吉市選出、2番、平田清吉議員、人吉市選出を指名をされました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2議案については、昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立を支援する拡充に係る項目のうち、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に対する対応をするため関係条例の改正を行うもので、両議案ともに原案を可決いたしました。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは、昨年行われた人事院勧告により、一般職の国家公務員に準じた改正を行うもので、給与について、そしてボーナスについて、給与制度のアップデートについて、それぞれの説明があり、原案可決いたしました。

日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急消防援助隊は大規模災害の被災地において苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事することから、国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、緊急消防援助隊として勤務した場合の手当の創設について改正を行うもので、原案可決いたしました。

日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは、経済社会情勢の変化に対応し、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、改正するもので、原案可決いたしました。

日程第8、議案第6号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これは令和4年6月に施行されました刑法の一部を改正する法律におきまして、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する5つの条例の改正を行うもので、原案可決いたしました。

日程第9、議案第7号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ905万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億953万2千円とするもので、原案可決いたしました。

増減内訳につきましては、タブレット内の資料にて確認をお願いしたいと思います。

日程第10、議案第8号令和7年度人吉市下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,621万円とするもので、対前年度比では1億2,372万1千円の増額で、原案可決いたしました。

これにつきましても、増減内容につきましては、タブレット内の資料にて確認をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

ここで、村長から施政方針の申出がっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

令和7年球磨村議会第2回定例会におきまして、令和7年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案並びに諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、私の村政に臨む姿勢を申し上げ、村民の皆様及び議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本村に甚大な被害をもたらしました令和2年7月豪雨災害から今年で5年を迎えます。発災からこれまで多くの方々のご協力・ご支援をいただきながら、復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいりました。

最優先課題として被災された方の生活再建においては、令和5年に渡地区及び一勝地地区の災害公営住宅を整備し、今年2月には、神瀬小規模改良住宅の入居が開始されました。また、山口居住エリアの塚ノ丸団地では、昨年5月に1期分の宅地の引渡しが始まり、住宅の建設再建が進んでおります。また、昨年12月には2期分の造成工事が竣工し、随時土地の引渡しが始まっております。

宅地かさ上げ事業につきましては、中園地区及び多武除地区が今年度完成し、残りの区域においても、国、県と連携し早期完成に向け進めているところでございます。

また、遊水地事業においても近隣住民へ配慮を行いながら、国との連携をさらに密にして進めてまいります。

さらに、球磨川に架かる流出した橋梁については、今月16日に沖鶴橋が完成式典を行うこととしており、その他の橋梁についても、国、県と連携し早期完成を目指して進めてまいります。

一方で、仮設住宅等での不自由な暮らしを余儀なくされている方もまだいらっしゃいます。令和7年度末までには生活再建を果たされることと見込んでおりますが、最後の1人まで被災者に寄り添った支援を行ってまいります。

こうした状況の中、本村の人口は災害前の3,510人に対し、今年1日現在では2,628人となり、5年間に約25%減少したことになります。加えて、高齢化率についても人口と同時期に比較すると約45%から51%まで上昇し、村の情勢は一層厳しさを増しており、担い手不足による産業の停滞、地域活力の低下など、平時における課題も山積しております。

最大の課題である人口減少と少子高齢化に対応するため、子育て支援施策の充実や産業の振興等を引き続き進めるとともに、交流人口、ひいては移住人口の拡大につながる実効性のある取組が必要となります。

昨年の所信表明でも述べましたように、今後の村の地域振興を牽引していくのは観光振興による取組であると考えております。復旧・復興のステップアップに伴い、村民の生活再建と並行し、地域のにぎわい創出に向けて本格的に観光振興に取り組んでまいります。

また、他方では、世界情勢等に起因する様々な物価高騰や経済対策への迅速な対応も引き続き求められていることから、国、県の動向等を注視しながら支援策を講じる必要があります。

復興、そしてその先の発展を成し遂げるためには、将来を見据えた大胆な投資を行うことも必要と考えます。

一方で、多額の事業費が伴う施策もあることから、メリハリのある予算編成を行いつつ、中長期財政見通しとも照らし合わせながら、計画的な財政運営が必要と考えております。

令和7年度予算につきましては、地方交付税の交付額が不透明な中、厳しい予算編成となっておりますが、先延ばしができない復旧・復興関連事業及び人口減少・少子高齢化対策事業につきましては、各種基金を適切に活用するとともに、投資的事業については、地方交付税率が有利な過疎債や返地債といった地方債を活用し、着実に進めてまいります。

これらにつきまして、職員全体で共有した上、球磨村総合計画後期基本計画に掲げる基本目標に基づき、必要な事業のうち優先順位の高いものから予算編成を行いました。

まず、基本目標1、共助のむらづくりであります。

健全な財政運営の推進については、村税の確実な徴収への取組として令和6年度から口座振替による納付の促進を行っているところです。令和7年度においては、口座を登録するための機器を導入し、手続時の負担軽減を図ることで口座振替登録率70%を目指します。

また、ふるさと納税については、自主材源が乏しい村において安定的な財源確保の手段として認識しているものの、個人からのふるさと納税については令和2年度をピークに減少が続いているため、減少要因の分析を行っているところでございます。対策を早急に取りまとめ、できるこ

とから取組を進めてまいります。

また、企業版ふるさと納税については、引き続き金融機関と連携し、企業とのマッチングにより寄付額の増加につなげてまいります。

効果的な行政運営の推進については、改定予定の行政改革大綱に基づいて改革を進めていくとともに、今月に策定することとしているDX推進計画を確実に実行していくために、地域活性化企業人制度を活用し、専門的な知識を有するデジタル人材を受け入れ、住民サービスや行政業務のDXを進めてまいります。デジタルの技術を活用し、村民の利便性の向上と業務の効率化に取り組むことで住みやすい村づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、基本目標2、地域資源を活かしたむらづくりであります。

農林水産業の振興については、国の遊水地事業による農地の代替地としていた尾緑地区において営農が再開される見通しとなるなど明るい話題もあります。

一方で、生産者の高齢化、担い手不足への対応等が喫緊の課題であります。このような課題を解決するために、地域おこし協力隊制度を活用し、意欲のある方を募集することで後継者の育成を図るとともに定住にもつなげてまいります。加えて、村の豊かな地域資源を活用し、新たな付加価値を生み出す6次産業化への取組を進めていくためにも地域おこし協力隊制度を活用し、新たな視点、アイデアにより加工品や特産品の開発、販路拡大を図ってまいります。

また、令和6年度から3年間を生産力強化の支援期間と位置づけており、産業振興対策補助金における補助率を引き上げることで、農林水産業従事者の生産意欲の向上を図り、将来にわたり守っていくべき農地等の利用の向上につなげるとともに、生産基盤における支援も行ってまいります。

また、有害鳥獣対策については、個体数の増加により山林においてはスギやヒノキの剥皮被害に加え、生息域が集落付近まで広がってきたことによる農産物への被害も深刻であります。現在、有害鳥獣の捕獲については、猟友会に所属している村内狩猟者により捕獲活動を行っていただいております。その捕獲頭数については年々増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、鳥獣捕獲に関する専門的な知識や技術を持つ人材を確保し、効果的な鳥獣被害対策を推進するため、今回、新たに鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置を行います。なお、捕獲した鹿は食用品として加工し、有効活用しているところがございますが、処理頭数の拡大と施設の衛生管理の徹底を図るため、ジビエ解体処理加工施設を現在の敷地内に新築することで食用肉生産量の増加や加工品の開発、ひいてはふるさと納税返礼品の拡充等に大いに寄与するものと期待しております。

林業従事者の担い手の育成では、球磨清流学園の児童を対象として森林教室の実施、植林体験等を通して林業の大切さを感じていただき、将来の担い手確保につながる事業を実施してまいり

ます。また、ドローンによる苗木等の資材運搬効果を検証し、スマート林業につなげていくことで森林施業の効率化・省力化を図ります。

商工振興では、商工会との連携を図りつつ、創業等に係る補助金を創設し、商工関係者の参入、創業等を支援してまいります。

観光の振興については、今月策定することとしている観光振興計画に基づいて取り組むこととしており、ラフティングや球泉道、温泉、棚田といった観光資源を生かし、稼げる観光産業の構築を目指すため、まずは基盤である観光組織の強化に向けた体制づくりに着手します。

また、にぎわいの創出に向けて、村外から多くの人を呼び込むとともに、地域住民の交流促進や買物の場としての機能を持たせることで、経済活性化や雇用創出等に寄与する道の駅及び復興記念公園の整備を推進いたします。

令和7年度は、施設の規模や機能、運営方法等を盛り込む基本計画を策定いたします。1月から村直営としている一勝地交流センター「かわせみ」においては、温泉のみの営業となっているため、全面再開に向けて取り組んでまいります。

なお、令和4年度から取り組んでいる球磨川リバイバルトレイル大会事業においては、村独自の取組として継続し、村のPRや交流人口の促進を図ってまいります。

次に、基本目標3、安全・安心な暮らしの環境づくりでございます。

被災した渡及び神瀬多目的集会施設の代替施設として防災機能を備えた地域住民が集える施設整備に取り組んでいるところです。神瀬地区においては、施設の建設工事を行い、渡地区においては、実施設計に取り組むこととしております。防災拠点としての活用はもちろんのこと、平常時においても住民に積極的にご利用いただけるよう、施設整備と並行して地域住民や関係機関と連携を図り取り組んでまいります。

また、令和4年に県と基本協定を結び整備を進めてまいりました山口地区の塚ノ丸団地周辺の整備につきましては、令和7年度を最終年度として完成に向け、県と連携してまいります。

そして、宅地かさ上げ事業においては、国県と引き続き連携して整備を進め、早期完成を目指すこととしております。

生活基盤の早期復旧においては、簡易水道施設等の災害復旧を進めるとともに地区水道の復旧支援も引き続き行ってまいります。

交通基盤の整備については、コミュニティバスの運用について、予約制による運行の検討を進めるなど利便性の向上に努めてまいります。

JR肥薩線やくま川鉄道の早期復旧に向けては、県や沿線自治体と連携し、JR九州や国へ働きかけを行うとともに、日常利用や観光利用の促進策も引き続き検討してまいります。

脱炭素先行地域事業については、令和7年度で4年目となりますが、全国の自治体から高い注

目を受けているところでございます。引き続き、村有施設、ソーラーパネル及び蓄電池を設置しつつ、耕作放棄地を活用したソーラーシェアリング事業にも取り組むとともに、関係機関と連携し、環境学習などによる脱炭素に向けた啓発も進めてまいります。

最大の課題として位置づけている人口減少対策ですが、移住・定住の受皿となる住環境整備においては、渡総合運動公園グラウンド仮設住宅を活用した村有住宅の整備を引き続き進めるとともに、空き家バンクに登録した家屋の改修等に対する補助金や村外から転入する世帯への給付金事業も継続してまいります。

また、新たに移住コーディネーターを採用することで、増加している移住・定住の相談・対応及び情報発信体制の強化を図ってまいります。

次に、基本目標 4、健康・長寿のむらづくりでございます。

村民の健康づくりを推進するため、熊本市が中心となって実施している熊本健康ポイント事業に参画することにより、自らが健康づくりに取り組める環境整備を進めてまいります。

また、住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、球磨村診療所の村営化について県と連携して検討を進めてまいります。

そして、安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、引き続き産後ケア事業に取り組むとともに、不妊治療費助成については、特定不妊治療及び先進医療に対する費用を助成してまいります。

なお、引き続き、地域包括支援センターによる地域支援事業の充実を図り、高齢者の介護予防及び自立した日常生活の支援、生きがいつくりに努めてまいります。

最後に、基本目標 5、未来を拓く人づくりでございます。

子育て支援については、出生時祝金の給付、保育料無償化、保育所副食費助成、学校給食費助成金や入学・進級準備給付金、高校生等教育支援補助金などの経済的支援を引き続き行うとともに、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども計画を策定することとしております。

安心して出産し、子育てのできる環境づくりに取り組むことで、子育てしやすい村、子育て世帯に選ばれる村を目指してまいります。

学校教育の充実については、球磨村教育振興基本計画の基本理念である「ふるさとを愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」を推進するため、昨年 4 月に開校した球磨清流学園では、地域への愛着を醸成するふるさと学や、グローバル化が進む社会の中でも対応できる力を育成する ICT 機器を活用した授業を実施しているところでございます。村ならではの特色ある取組の一環として、児童生徒の論理的思考の育成を図り、情報化社会に対応する人材を育てるため、プログラミング教育支援事業を継続してまいります。

以上、令和7年の予算編成に当たりまして基本的な考えを申し上げます。復旧・復興に係る予算を最優先とするために、継続的な事業に関しましては積算方法の見直しなどを行い経費削減に努めております。

冒頭に申し上げましたとおり、令和7年度は本格的に観光振興に力を注いでいくこととしております。村の価値や魅力を広く発信するとともに、国内外からの誘客や交流を促進し、訪れたい村づくりを目指すことで交流人口の増加を図り、そして移住人口の増加へとつなげてまいりたいと考えております。

一方で、本村は昨年、合併70周年の節目でございました。本村はこれまでも多くの自然災害に見舞われてきましたが、そのたびに知恵と工夫を結集して乗り越えてまいりました。

今後は、今を生きる私達が未来の子ども達へ球磨村を残すために、必ずや復興を成し遂げるといふ強い気持ちの下、村民一丸となってこの難局を乗り越えるため、これからも一つ一つ決断していく所存でございます。誰も経験したことのない災害からの復興、そして豊かな自然とともに生き、みんながつながる球磨村の実現を目指し、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様をはじめ、村民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟戸 治生君） それでは、議案の上程を行います。

日程第4 議案第7号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 日程第4、議案第7号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の定例会では、議案22件を上程させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

まず、上程いただきました議案第7号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

人吉球磨定住自立圏につきましては、平成27年1月に中心市となる人吉市と球磨郡9町村で1対1の協定を締結し形成されており、10市町村が連携し、人口定住を促進する事業に取り組んでおります。

現在、第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンに基づいて事業が進められておりますが、計画期間が令和6年度までとなっていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの策定が進められてきたところでございます。

第3次共生ビジョンの策定に伴い、協定の一部を変更する協定の締結が必要となることから、

地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決に付すべき事件に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第5. 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第8号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第8号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第3回球磨村議会定例会において議決いただきました球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和5年度実施協定につきまして、協定金額を524万286円減額し、4億360万714円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、宅地造成及び避難路整備工事に係る事業費について、委託先である熊本県の事業実施の実績を踏まえ、減額を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6. 議案第9号 球磨村債権管理条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第9号球磨村債権管理条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第9号球磨村債権管理条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回制定する条例は村の債権の管理に関し、必要な事項を定めることにより、村の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮が新たな自由刑である拘禁刑へ一本化されたことに伴い、関係する条例の規定を整理するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8. 議案第11号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第11号球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第11号球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年5月に行われた育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う場合における超過勤務の免除の対象となるこの範囲の拡大及び仕事と介護の両立、支援制度を利用しやすくなるための勤務環境の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第12号球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第12号球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、有害鳥獣の捕獲については、猟友会に所属している村内狩猟者により捕獲活動を行って

いただいております、その捕獲頭数については年々増加傾向にあります。この状況を踏まえまして、鳥獣捕獲に関する専門的な知識や技術を持つ人材を確保し、効果的な鳥獣被害対策を推進するため、今回新たに鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置することとしています。その際、隊員に対する報酬及び費用弁償を条例で定める必要がございますので、本条例に追加を行うものでございます。

また、村有林の巡視業務を担っていた山林委員につきましては、現在、その業務を委託しており任用をしていないことから、本条例から削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 10. 議案第 13 号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 10、議案第 13 号球磨村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 13 号球磨村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与制度のアップデートとして、職務や職責をより重視した給与体系の導入及び扶養手当、通勤手当等の見直しを行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 11. 議案第 14 号 球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 11、議案第 14 号球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 14 号球磨村税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、制定する条例は、球磨村税条例、球磨村国民健康保険税条例、球磨村介護保険条例、球磨村後期高齢者医療に関する条例における村税等の納期限を改正するものでございます。

現在、12月及び3月の納期限は25日となっており、その他の月は月末となっておりますが、月末と25日が混在することで25日の月が納め忘れになる事例もあることから、住民にとって納期限が分かりやすくなるよう納期限を月末に統一するものでございます。

また、国民健康保険税の納期の表記について、他の条例と合わせて第1期から第12期までの

表記に改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**日程第 1 2. 議案第 1 5 号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 5 号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 1 5 号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容については、これまで栄養士の資格を持った者でなければ受けることができなかった管理栄養士国家試験について、管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士を持たなくても受けることが可能となることから、家庭的保育事業所の運営等に関する要件として、栄養士の配置を求めている規定について栄養士資格を持たない管理栄養士も配置することができることとするものでございます。

また、家庭的保育事業者等が保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所等について確保が困難と村長が認める場合に確保しないことができる期限の延長等の規定の整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 3. 議案第 1 6 号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 3、議案第 1 6 号球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 1 6 号球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由

をご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、特定地域型保育事業者が保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携・協力を行う保育所等について、確保が困難な場合と村長が認める場合に確保しないことができる期限の延長等の規定の整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 4 . 議案第 1 7 号 球磨村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 4、議案第 1 7 号球磨村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 1 7 号球磨村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、消防組織法の改正に伴い、同法を引用する規定における条ずれの整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 5 . 議案第 1 8 号 球磨村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 1 5、議案第 1 8 号球磨村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第 1 8 号球磨村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団員へ支払う退職報償金の勤務年数の区分に新たに 3 5 年以上の区分が追加されることに伴い、団員活動奨励金の規定の整備を行うものでございます。

また、消防団長の任用について、消防組織法の規定を踏まえた規定の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

日程第17. 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18. 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第19. 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第20. 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第19号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第20、議案第23号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第19号から議案第23号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第19号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末も近づき、各事業の実績見込み等に基づいて補正を行っております。

まず、歳出から主な内容をご説明いたしますと、予算書28ページの積立金は、預金利子等の実績に合わせて補正するとともに、ふるさと応援基金及び災害復興基金の積立金については、寄付額の実績見込みに合わせて補正をしております。

また、減債基金は村債の償還財源として確保するため、歳入総額の実績から積立てを行います。

そして、公営住宅維持管理基金積立金は、家賃収入等の実績に合わせて補正するとともに、各種基金を財産管理費で一括して管理するため、住宅管理費からの組替えにより積立てを行います。

予算書29ページの情報通信施設管理費では、村情報通信ケーブル移設等経費について補正をしております。

また、公共交通対策費では、コミュニティバス運行事業について、燃料費等の高騰に伴い委託料を増額しております。

予算書30ページの社会福祉総務費では、令和5年度自立支援給付費に係る負担金の実績により確定したため、国や県へ負担金の返還金を計上しております。

予算書32ページの林業振興費では、有害鳥獣捕獲事業補助金について、鳥獣の捕獲頭数が見込みより増加したため補正をしております。

予算書33ページの山村振興対策費では、1月から直営としている一勝地交流センター「かわせみ」において従事している職員の勤務シフトを円滑に行うため、人件費を増額しております。

予算書34ページの防災費では、国の補助金を活用し、指定緊急避難所等で使用する消耗品及び備品を整備してまいります。

予算書35ページから36ページの災害復旧費では、事業費見込額に合わせて補正をしております。

続いて、歳入の主な内容をご説明しますと、予算書20ページの地方交付税については、普通交付税を交付決定額に合わせて補正するとともに、予算書20ページから24ページの国・県支出金については、交付決定額や事業費等に合わせて補正をしております。

そのようなことから、今回は3億2,099万8千円を減額し、予算総額を60億5,054万8千円とする予算を編成したところでございます。

また、各種事業で年度内の執行が完了できないと見込まれる事業につきましては、第2表で繰越明許費として追加、補正等のご提案を申し上げます。

そして、第3表にお示ししておりますとおり、債務負担行為補正については、地域活性化企業人制度事業等を追加しております。

なお、予算書26ページから27ページの村債については、第4表にお示ししておりますとおり、起債協議額等に合わせて補正をしております。

次に、議案第20号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、基金積立金において実績に合わせて積立金を増額しております。また、諸支出金において支出見込額に合わせて償還金を計上しております。

歳入につきましては、基金積立金及び償還金の財源として繰越金を増額し、また、一般会計繰入金において実績に合わせて減額しております。

このようなことから、今回は19万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億354万円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第21号令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入では、転出や死亡による被保険者数の減により、保険料及び保険基盤安定負担金を減額しております。

歳出では、歳入において減額した保険料及び保険基盤安定負担金に合わせて広域連合納付金を減額しております。

このようなことから、今回は409万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,661万1千円とする予算を編成しております。

次に、議案第22号令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入につきましては、国県負担金補助金、支払基金交付金を交付決定に合わせて補正しており

ます。また、一般財源として繰越金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額しております。

歳出では、保険給付費で実績見込みに合わせた補正と、国県負担金等に合わせた財源組替えを行っております。

このようなことから、269万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億8,910万9千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第23号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、沖鶴橋配水管災害復旧工事において、橋梁添架部分の鉄筋探査が必要となったことによる検査費用の増及び資材の追加等に伴い、災害復旧費を増額しております。

また、実績に応じて一般管理費及び施設整備費を減額しております。

次に、歳入につきましては、沖鶴橋配水管災害復旧工事を一般会計繰入金に求めておりますので増額しております。

このようなことから、今回は、409万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,757万1千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和6年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

日程第21. 議案第24号 令和7年度球磨村一般会計予算について

日程第22. 議案第25号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第23. 議案第26号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第24. 議案第27号 令和7年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第25. 議案第28号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第21、議案第24号令和7年度球磨村一般会計予算から、日程第25、議案第28号令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算までは、令和7年度の一般会計及び特別会計予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第24号から議案第28号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第24号令和7年度球磨村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度一般会計予算の総額は、令和6年度肉付予算と比べ4億7,121万9千円増の54億4,800万円としております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

村税につきましては、個人村民税において、本年度は定額減税が実施されていないことから所得割の増額が見込まれ、280万円増の7,481万円余を見込んでおります。

地方交付税については、特別交付税のルール分を見込むとともに、普通交付税については、これまでの実績から18億円を計上しております。

国庫支出金及び県支出金では、各事業の事業費に合わせて負担金や補助金等を計上しております。

寄付金については、個人版ふるさと納税について6,000万円を目標に設定し、増額に向けた取組を進めてまいります。

繰入金については、基金の目的に合った事業に活用する予算を計上しております。

村債については、返地債や過疎債等の交付税措置率の高い村債を中心に、投資的事業及び復旧・復興事業の財源として活用することとしております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

総務費については、企画費で令和2年7月豪雨災害発生から5年を迎えることから、豪雨災害写真展や復興ウォーキング事業を実施し、復興状況を対外的に情報発信することで、災害伝承を含めた村のPRに取り組んでまいります。

デジタル田園都市構想事業費では、3月に策定することとしている観光振興計画及びDX推進計画の推進、農林水産業の担い手不足等に対応するため、地域おこし協力隊、地域活性化企業人、地域力創造アドバイザーの制度を活用し、課題解決に取り組んでまいります。

災害対策費では、神瀬地区及び渡地区に建設予定の復興まちづくり支援施設の整備を進めるとともに、旧渡小跡地周辺に道の駅及び復興記念公園を整備することとしており、そのための施設の規模、機能及び運営方法等を盛り込む基本計画を策定いたします。また、これまで県に委託して整備を進めておりました山口地区の塚ノ丸団地周辺の被災住宅移転促進宅地整備事業については、来年度の整備完了に向け、必要な費用を計上しております。

民生費については、児童福祉総務費及び児童措置費で子育て世代への支援として、村内に居住かつ村内保育園に通う園児に対し、保育料と保育所副食費の無償化を継続してまいります。また、国の子育て支援施策に呼応するため、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができ社会的実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども計画を策定いたします。

衛生費については、保健衛生総務費で不妊治療における経済的負担の軽減をするため、補助の拡充を図り、子どもを望む方の希望を実現できる環境づくりに取組ます。

また、健康増進事業費では、村民の健康づくりを推進するため、熊本市が中心となって実施し

ている熊本健康ポイント事業に参画することにより、自らが健康づくりに取り組める環境整備を進めてまいります。

農林水産費については、林業振興費で有害鳥獣捕獲事業に係る人材の確保や効果的な鳥獣被害対策を推進するため、新たに鳥獣被害対策実施体を設置し、捕獲環境の整備を行ってまいります。また、処理頭数の拡大と施設の衛生管理の徹底を図るため、同敷地内にジビエ解体処理確保施設を新築するとともに、処理等数に対応した焼却炉を併設することで産業廃棄物の処理環境の整備を行います。

林業費では、令和20年度に開通を目指す林道山江球磨線開設工事について、県代行で事業を実施していることから負担金を計上しております。

山村振興対策費では、村直営での営業を行っている一勝地交流センターかわせみについて関連経費を計上しておりますが、全面再開に向けて取り組んでまいります。

商工費については、商工振興費で創業等に係る費用を支援する補助金を新設することで雇用の創出や村内経済の活性化を図ってまいります。

土木費については、道路新設改良費で国の補助金を活用し、村道横井大槻線及び村道第二茂田線の改良に着手するとともに、村道維持費では、橋梁の点検及び補修を計画的に進め、安心して利用できる村道の維持管理を行います。

消防費については、非常消防費で消防積載車の更新及び消防団が使用する業務用無線を購入するとともに、防災費では、指定緊急避難所及び自主防災組織が運営する避難所の備品を引き続き整備してまいります。

教育費につきましては、事務局費で特色ある学校づくりの一環としてプログラミング教育支援事業を継続するとともに、高校生等教育支援補助金、入学進級準備給付金、学校給食費助成金については、子育て世帯の経済的支援として継続してまいります。

学校管理費では、児童生徒が安全に通学できるように、老朽化したスクールバスを更新することとしております。

令和7年度の予算編成では、歳出においては、継続して実施されている事業の効果を検証し、事業によっては縮小や廃止を行いました。一方で、神瀬・渡地区復興まちづくり支援施設整備や、旧渡小学校跡地の活用整備等の復興事業を進めているため、予算額は依然として高い水準となっております。今後も、施設整備を中心に令和2年7月豪雨からの復興事業を継続していきますが、復興事業の財源確保は大きな課題であると考えております。村税の確実な徴収や企業版を含むふるさと納税制度に積極的に取り組むなど、自主財源の確保による財政基盤の強化を図り、持続的な村政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第25号令和7年度球磨村国民健康保険特別会計予算について、提案理由をご説明

申し上げます。

歳入では、国民健康保険税につきましては、県が示す標準保険料率を基に算出しているところですが、被保険者数の減少により前年度比で減額しております。また、県補助の保険給付費等交付金を前年度比で減額しております。

歳出では、総務費につきましては、システム改修費を前年度比で減額しております。また、国民健康保険事業納付金につきましては、被保険者数の減少により前年度比で減額しております。

このようなことから国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ231万4千円減の歳入歳出それぞれ4億8,738万1千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第26号令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入では、被保険者から徴収します後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れます一般会計繰入金金を計上しております。

後期高齢者医療保険料につきましては、本村では死亡、転出により被保険者数は減少しておりますが、団塊の世代の75歳到達により県全体の被保険者数が増加していることから保険料率は上昇しており、前年度比で増額をしております。

一般会計繰入金については、一般会計から繰り入れた事務費と保険基盤安定負担金からの繰入金金を計上しております。

歳出では、総務費に村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、また、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を計上しております。

このようなことから後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ294万4千円増の歳入歳出それぞれ6,365万円としております。

次に、議案第27号令和7年度球磨村介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算比3,650万円減の歳入歳出それぞれ6億7,080万円としております。

歳出では、総務費において第10期球磨村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査、業務委託料や球磨郡介護認定審査会の自治体情報システム標準化に伴う負担金を新たに計上し、保険給付費では、サービス受給者の減少に伴い、各サービス給付費が減少しております。

歳出の財源といたしまして、介護保険料、国県支出金及び支払基金交付金、一般会計繰入金金のほか、介護給付費準備基金からの繰入金金を予定しております。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康で暮らすことができるように自立支援と健康づくりの取組をさらに推進し、医療と介護の連携を強化しながら、介護予防事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、議案第28号令和7年度球磨村簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

簡易水道特別会計予算の総額は、前年度比1億2,094万7千円の増額となる歳入歳出それぞれ2億2,260万円としております。

簡易水道事業は、施設の維持管理を主体として運営しておりまして、歳入では水道使用者から徴収します水道使用料及び公債費の一部に充当します一般会計繰入金を計上しております。

また、施設整備費及び災害復旧費においては、起債を計上しております。

歳出では工事請負費、簡易水道水質検査手数料、水道遠隔監視システム維持管理業務委託料等の維持管理に係る経費のほか、渡配水区水道管耐震化工事や、令和2年7月豪雨で被災した相良橋に添架する水道管の本復旧工事に係る経費を計上しております。

今後におきましても、村民の皆様に安定した安心・安全な水の供給に努めていく所存でございます。

以上、令和7年度一般会計並びに各特別会計予算についてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますようによりしくお願い申し上げます。

日程第26．発議第1号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第26、発議第1号球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 発議第1号につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

令和2年の豪雨災害からやがて5年を迎えます。村では復旧・復興に総力を挙げて取り組んでいるところですが、最大の課題は人口減少と少子高齢化であります。特に被災後は人口流出が顕著となり、被災前に約3,500人であった人口が、令和7年3月1日現在2,628人と、この5年間で毎年約200人近く減少しています。

また、地域のコミュニティについても以前のような班体制を維持することが難しい地域が発生するなど、地域情勢も大きく変わってきています。

そのような中で、議会では、議会化活性化特別委員会の中で適正な議員の定数について、1年以上前から委員会を開催し検討してまいりました。村議会は、地方自治体の意思決定を議決する役割、執行部を監視、統制する役割を持った住民を代表する機関であります。議員の定数につき

ましては、どのような環境になろうともその役面を十分に発揮し、諸問題に挑み、村民と行政と協働で安心して暮らせる村づくりを実現すべく、より一層議会の活性化に努めてまいり所存でございます。

その上で、被災後の人口減少による地域情勢の変化や議員活動の在り方等を総合的に判断し、次期選挙時期から議員定数を10名から8名にすることを提案いたします。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の趣旨説明といたします。よろしくお願いたします。

日程第27. 発議第2号 球磨村村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第27、発議第2号球磨村村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出議員の説明を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 発議第2号球磨村村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、刑法に規定する刑の種類のうち、懲役、禁錮が新たな自由刑である拘禁刑に一本化されたことに伴い、本条例に規定する「懲役」の語句を「拘禁刑」に改める必要が生じたことから、本案を提出するものです。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の趣旨説明といたします。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月10日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をします。お疲れさまでした。

午前11時22分散会
